

○村松委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は6件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、財政部、こども未来部、総務部として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

財政部所管の議案の審査に入る。

議第62号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 最初の非課税のところ、第25条のところ、この意味が読んでよくわからないところなんだけど、支払いを受けた者、相続するんですか、相続の関係ですよ。相続は関係するの。支払いを受けた給与の所得税の190条の規定の適用を受けた者を有するもので、申告を提出するといつて、申告を提出する、申告という、そういう内容というのか、これがどのように限るかって、これ、もうちょっと丁寧に説明してもらえないかな。

○中島課税課長 今回の制度なんですけれども、まず、子どもの関係で非課税の範囲を適用するという形です。

適用といたしましては、今回、条例のほうを制定させていただきまして、適用は令和3年1月1日から適用する形になります。ただ、事前に申告のほうをいただきますので、申告書のほうは令和2年1月1日からの申告のところその旨を記載していただき、令和3年の1月1日以降の課税のところから適用していくというふうなところになります。児童扶養手当を受けている、あと、要するに未婚の父親や母、この人たちが対象となることとなっております。

○鈴木委員 今の杉田委員のところ、今回、税制上の優遇措置でもって拡充されると、対象者というのはおよそ何人ぐらいふえるんですか。それをお聞かせください。

○中島課税課長 今、具体的な人数等の把握については、私のほうは余りしておりません。ただ、今後、児童扶養手当担当課や子育て関係のところと協議いたしまして、対象人数等の把握に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

これはあくまでも当事者が申告をしてという話です。じゃ、もしかしたら該当者なのに申告しなければ、こういう税制上の優遇措置を受けられないという。そういうこともあるのでそれを救済するために、あなたはこういうのに対象になりますよというようなお知らせみたいな案内というのはするかどうか、お聞かせください。

○中島課税課長 先ほど今回は主要な事務の手續等に関してはまだ具体的に指示のほうは来ておりません。ですから、その指示に従いまして対象者の把握のほうを努めてまいりたいと思っております。ただ、前提として、児童扶養手当が対象であるところがありま

すので、そこのところを重点に把握のほうを進めてまいりたいと考えております。

- 鈴木委員 せっかくの優遇措置になるものですから、そこまでやらなくてもという御議論もあるかもしれませんが、御案内ぐらいはいただければありがたいなというところで要望しておきます。
- 杉田委員 今の鈴木委員のあれに関連するんですけど、今、児童手当を受けている人、その人は申告しなくても自動的にはいかないんですね。
- 中島課税課長 今でも今回の扶養親族等申告書に記載していただくといったところが必要になってきますので、その旨は担当課と連携してお応えしていきたいと考えております。
- 杉田委員 生活保護を受けられている方等もその対象になりますか。
- 中島課税課長 今回のこの改正については、単身児童扶養者を対象としておりますので、生活保護等に関してはここでは対象とは……。
- 杉田委員 生活保護で単身の人はいらねえよ。
- 中島課税課長 というか、未婚の母及び父、あと、児童扶養手当を厚くしている人、あと、申告書に記載しているというなど、この条件を満たした形になります。
- 松永財政部長 あくまでも税なものですから、課税されている方々に対してのあれですから、生活保護の方に税金ということはありませんので、その辺はちゃんと御理解をしていただきたいと思って。
先ほど鈴木委員のほうからお話がありましたように、あくまでも今は手続上の準備をさせていただいて、実際に始まるのが令和3年、その1年前の令和2年に手続がそこから始まりますよということだものですから、その時点になってみないと実際に誰が対象になるかというのもわからないものですから、十分その辺は連携をとらせていただいて、周知させていただきたいというふうに思っております。
- 杉田委員 私は、国民健康保険、その未払いの、滞納している人たちの声を聞いてきたんですけど、その人からの相談、何回かは市からそういうのは来ていたんですけど、封をあけていないんですね。それ、そっちの責任かもしれないけれども、低所得者の人で、税の督促みたいなのが来たのというのは、この前、課税課のほうで聞いたときに滞納者が1,500人とかか、それをずーっと調査したら1,100人ぐらいはこの人たちは納税するのは無理だということで、それは保険証をちゃんと受け取れるようになったという、そういう報告を聞きましたので、そういうようなことでせっかく援助を受けられるようにしたけれど、通知は出してあるや、でも、来なかったから、申告されていないから対象にならないよと、そういうふうになっちゃいますね。
- 松永財政部長 確かにそういったお話を前に伺ったことがございまして、封筒の例えば形を変えて、この封筒って何だろうなという、つまり関心を持っていただくというのか、そういうようなことも配慮していかきゃならないということで、ただ出せばいいということじゃなくて、出して読んでいただいて見ていただかなきゃならないものですから、その辺の工夫はしているところではありますけれども、ただ、一応うちのほうとしてはいろいろと、もし御要望ですとかあれがあれば、対応できるものについては対応していきたいというふうには考えております。
- 村松委員長 それで、私からちょっと。今の児童扶養手当と児童手当は違います。今言

っているのは児童扶養手当でございます。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第62号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上で財政部所管の議案の審査は終了した。

こども未来部所管の議案の審査に入る。

議第63号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○鈴木委員 今回の条例ですけれども、要するにマイナンバーの使用の範囲がちょっと広がるということですか、市側として。そういうことになるのかどうなのか教えてください。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 今回の条例改正につきましては、10月1日からの無償化の制度が始まることに伴いまして、従来の給付制度といたしまして、子どものための教育保険給付というのがありまして、それとは別に子育てのための施設等利用給付という給付制度が創設されました。同じような制度が創設されたものですから、その中の用語を区分するために用語改正を行うものです。

したがって、マイナンバーの条例の中の改正というわけではございませんので、条例そのものは従来どおりの運用となることとなります。

以上です。

○鈴木委員 了解です。

○杉田委員 名前がどうのこうのじゃなくて、参考資料の29ページのところのほうで、下線が引いてあるところが変わったということですよね。下線で、字句のほうで、もしくは子育てのための、そこは左と違うなどはわかるんだけど、その右側のところで、特定個人情報のところで規定で定めるもの、運用も規定で定めるもの、同じことで、このどこが変わったの。

○村松委員長 枠です。

○杉田委員 あっ、枠か。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第63号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

総務部所管の議案の審査に入る。

議第70号「焼津市新庁舎建設工事(建築工事)請負契約の締結について」から議第73

号「焼津市新庁舎建設工事（給排水衛生設備工事）請負契約の締結について」は関連があるので一括議題としたいが、御異議はないか。（異議なし）

それでは、一括議題とし、当局の説明を求めます。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明は終わりました。

なお、皆様のお手元に昨日の議案質疑の深田議員の通告書写しをお分けしてあります。新庁舎の設計の内容についての質疑ですが、取り扱いにつきましては、会派代表者会議で協議した結果、委員会において取り扱うこととなったため、当局より説明をお願いいたします。

○増田総務部長 ただいまの通告にございました設計の内容、あるいは設備の運用に関する御質疑につきまして、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

○油井新庁舎建設課長 では、御説明申し上げます。

初めに、障害者用駐車場スペースが北側にあるが、経路はどうかという点でございます。

障害者用駐車場スペースは、敷地内に2カ所設置をいたします。1カ所目は庁舎北側、平面駐車場内に5台分、こちらから庁舎北側入り口まで屋根を設置しまして、そのまま庁舎へ入ることができるようになってございます。それから、2つ目は、立体駐車場内に4台分設置いたします。屋根がついている連絡通路を通過して、庁舎2階へそのまま入ることができるようになります。

次に、芝生広場は当初から計画していたか、活用方法を伺うという点でございます。

こちらは、当初計画にはございませんでした。用地買収が良好に進みまして用地が確保できたため、にぎわい創出の場としてイベントに活用できたり、ふだんもミニ公園として利用することができる市民憩いの場になるとの目的でございます。

次に、海街ひろばが市民ギャラリー、展示場となるか、利用方法等、利用料は決まったかという質疑でございます。

こちらは、展示場やギャラリーとしての活用ができるように考えてございます。料金の設定は現在検討中でございます。

次に、休養室の活用方法はどうかということでございます。

こちらは、職員や来庁者が体調不良に休憩できる場所と考えてございます。

次に、市民・子育て・福祉部門窓口とは、市民部、こども未来部、健康福祉部であるかというお問い合わせでございますが、そのとおりでございます。

次に、電光掲示板の活用はどうかでございますけれども、2階に受付の発券機を設置いたします。この呼び出し状況はモニターを設置しまして、こちらに表示いたします。また、各窓口へも番号表示板を設ける予定でございます。

トイレは2カ所としているが、東側と西側に洋式トイレの個数はどうかというお問い合わせでございます。

トイレにつきましては、まず、1階が中央部に、男子が大が3つで小が4つ、女子は4つ、それから、多目的トイレは1カ所設置してございます。それから、2階につきましては、東側と西側に2カ所トイレがございまして、東側は、男子が小が2、大が2、

女子は2、それから、多目的トイレを1カ所設けます。西側は、男子が小が4、大が2、女子が4カ所でございます。それから、3階も東側と西側に2カ所トイレは設置します。東側は、男子が小2、大が2、女子が2、それから、多目的トイレを1カ所設けます。西側は、男子が小が4カ所、大が2、女子が4カ所でございます。今の構想は4階も同じ構成となっております。それから、5階、6階、7階も同じ構成となっております。ただ、8階のほうがトイレの設置はございません。

次に、3階、5階、6階は、それぞれどの部署があるかという御質疑でございます。

現在の組織ということでございますけれども、3階は、環境部、出納室、市民部の暮らし安全課と市民協働課、それから、財政部の課税課、納税促進課、契約検査課、4階のほうですけれども、お問い合わせにはございませんでしたが、総務部、総合政策部、財政部の財政課が入ります。それから、5階には、都市政策部、建設部、それから、6階には、教育委員会、交流推進部、経済産業部、水産部の各課が配置される予定でございます。

市長室を4階とする旨を伺うということでございます。

こちらは、各部局の配置の中心となるということで、4階に設定をしております。

次に、防災対策室の活用方法及び防災センターとの関連はどうかということでございますけれども、発災した場合に消防防災センターとの連絡、調整を行う場所となります。消防防災センターとは、有線及び無線で通信を行うような体制となっております。

次に、一般市民は屋上へ出られますかというお問い合わせでございます。

それは出ることができません。

次に、ヘリの活用をどのように想定しているかという内容でございますが、屋上に着陸はできませんが、ホバリングできるようになってございます。物資の積みおろしや人の救助ができるようになります。

次に、ハトの小屋とは何かというお尋ねでございますが、配管が床面を貫いている箇所から雨漏りを防ぐため設けられる小屋でございますが、通称ハト小屋と呼ばれてございます。

次に、太陽光発電の場所と量はどうかというお問い合わせでございますけれども、7階の屋上に設置しまして、発電量は20キロワットでございます。

次に、窓は手動で開閉できますかということですが、こちらは可能でございます。

次に、ベランダはないようだが、ゴーヤの日よけなど地球温暖化防止対策はどうなっているかというお問い合わせでございますが、ひさしは設けておりますので、直射日光の室内への侵入は多少は遮ることが可能でございます。省エネという点では、照明は全てLED照明にしております。また、井戸水を空調熱源やトイレの洗浄水に使用していること、それから、太陽光発電設備の導入などがございます。

次に、地震の際、津波避難場所として活用するようだが、経路とその場所はどうかというお問い合わせでございます。

こちらは、連絡通路や階段、それから立体駐車場の中を通過して上の階へ行くことができます。それから、庁舎内へも緊急時には入るようにして、階段により上の階へ行くことができるようになります。

次に、新庁舎整備は令和3年3月10日としている開庁はいつか、または、アトレ庁舎、大井川庁舎の部、課の移動はいつかというお問い合わせでございます。

工事完了後、什器、備品などの搬入を行いまして、開庁は令和3年の5月6日を今のところ予定してございます。アトレ庁舎、大井川庁舎の部、課の移動につきましては、現在、検討中でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 安竹委員 今の御答弁の中で、図面が縮小されているのを配られますかって言っていたような気がしたんですけども、ありましたか。
- 増田総務部長 図面につきましては、拡大してお配りすることは可能でございます。
- 村松委員長 欲しい人が行けばいただけるということなんですか。それとも全部配付する。
- 増田総務部長 もし配付をということであれば、全委員に図面は配付させていただきたいとは思いますが。
- 安竹委員 ただ、この質疑に対して答弁が出てきたもので、それを言うだけで、私は図面が欲しいわけではございません。

ただ、私、もし図面をいただけるんだったら、仕様書をいただきたいなという個人的な希望があるんですけど、内装の仕様書とかももしできるのだったら。出ないようだったらいいんですけど、出ると思うものですからね。可能な部分の内装仕様書が出れば、いただけたら欲しいんですけど、希望ですので、無理ならこれでいいです。それだけです。

以上です。

- 増田総務部長 工事関係の設計図面とかそういった扱いにつきまして、契約前は出せないというようなことは承知しております。それから、契約後、あるいは工事期間中にそういった内容のものをそういった申し出をいただいた場合にお出しできるかは、少し工事関係のほうの取り扱いなども確認してみませんと今の場で御回答ができかねますので、申しわけございません。
- 村松委員長 よろしいですか。
- 安竹委員 いいです。
- 河合委員 今の答弁の中でちょっと僕も1つ気になった、トイレのところは洋式トイレとなっていますけど、全部洋式ということでよろしいですか。
- 油井新庁舎建設課長 全て洋式トイレでございます。
- 河合委員 私もちょうといいですか。質疑をさせていただきます。

1つは、最後に入札は実際は2者あったけれども、1者になったところなんですけど、制限つきということで条件があったということなんですけど、私、詳しくはわからないんですけど、条件に合わないとか、条件を我々もわかるように言っていただきたいというのが1点と。

- 油井新庁舎建設課長 入札参加資格の関係でございますけれども、区画工事においてそれが設計されてございまして、今回、入札に参加できなかった業者はこの中の1つについて条件を満たしていなかったところでございますが、その業者名は公表されておま

せんので、言ってみれば不名誉に当たる可能性もございますので差し控えさせていただきますけど、内容としましては、この中で経営事項審査、総合評定値というのがございます。何点以上の業者が入札参加資格がございますよということだと思んですが、それを満たしていなかったということでございます。

以上でございます。

- 河合委員 競争入札を実施するというのはそれなりにやっぱり意味があると思うんですけど、実際は1つになってしまうわけで、競争にならないわけですね。1者であるということはわかれば業者がぎりぎり、相手がいないわけですから、金額もそれなりになってしまうのかな。例えば競争入札、結果、1者になったらもう別なところに、またほかに声をかけるとか、複数になるようにするとか、そういうことはされないわけですね。
- 油井新庁舎建設課長 一般競争入札の場合は、その時点で誰がいるかわからないということで、業者としましては、どこかが入札に参加するだろうということを考えながら入札に参加するというので、その点で、その時点では競争性は担保できていると。それから、どこの業者が入っているか、何者入っているか、これは入札の結果が出るまで一切未公表になってございます。

以上でございます。

- 増田総務部長 今の点で補足させていただきますと、一般競争入札でなく、例えば指名競争入札の場合でも、ほかにどの業者が指名されているか、あるいは参加、応札してくるのかということは、その当事者には全くわからない形でございます。

です。参加資格の条件を定めた中で、複数の業者の参加が見込まれる参加資格を定めた上で入札を執行いたしますので、そういう意味での競争性というのは、結果的に何者がというのはいろんな事情によって、企業の参加者のほうの事情等もございませけれども、それは結果としてございませますが、参加条件として競争性を保って実施しているということでございます。

- 河合委員 それじゃ、自分たちが1者になったということはわからない形で金額は提示するということですね。ほかの質疑で本当によくわからないので申しわけないんですけど、10%の消費税は理解できるんですけど、地方消費税のほうは何%とかという説明は、金額とかはわからないですけども、地方消費税というのはどういう利率になるんでしょう。
- 増田総務部長 今度10%になった場合の地方消費税は、そのうちの2.5%が地方消費税であるというふうに伺っております。

- 河合委員 そういうことを知らずに、教えてもらいました。

あと、本当にまたこれも素人考えで、先ほど内装仕様の話もありまして、これはざっと総計93億円ぐらいになると思うんですけども、この中で、原則、これが大体全てになるわけですか。聞きたいのは、造園関係とか、そういうのはまたこれからきつとかかるだろうなと思うんですけど、机、椅子なんかは全部入った金額ですか。あるいはカーテンとか、そういうのも全部入った金額で、これ、今後は基本的には余りかからない、どれぐらい今後かかるのか、この93億円で最終的な造園関係も含めて全部の何割ぐらいがこれで終わったと、この金額ででき上がるのかというのを教えていただけますか。

- 油井新庁舎建設課長 今回の工事の見込まれるものでございませけれども、新庁舎の部

分、それから立体駐車場、連絡通路、それから外構工事、外構というのは舗装や駐車場の屋根なんか、それから周辺の道路を一部整備しますので、その道路の工事、その中でも例えば掲揚塔がございますので、3本、国旗と県旗と市旗があるので、そういうものを、全て含まれてございます。

それから、これ以外にかかるものとしまして、今、おっしゃっていただきました什器、それから備品なんかはこの中には入ってございません。

○河合委員 入っていないんですか。

○油井新庁舎建設課長 入っていないですね。それから、電算関係のシステムの移設の費用なんかはこの工事とは別となっております。それから、あと、今後発注する委託業務としまして、工事監理業務がありますので、それはもちろん別となっております。

以上でございます。

○河合委員 そうすると、この後は、概算でこれ以外にかかる金額というのは、ざっとで結構ですけれども、教えていただけますか。

○油井新庁舎建設課長 これは概算でございますけれども、什器関係、机、別個ロッカーなどがおよそ3億円から4億円と見込まれてございます。こちらは裁量をどれくらいするかによっても違ってございますけれども、それくらいかかるだろうということで、概算で出しております。

それから、引っ越し費用がおよそ6,000万円から7,000万円かかるのではないかと、調査のときから出ております。そのほかの電算システム系の移設などは各課で調整してございますので、こちらでは把握ができておりません。

以上です。

○河合委員 今伺った中に、椅子、テーブル、カーテンとかが入ってくることで、それでいいですかね。

○油井新庁舎建設課長 はい。

○河合委員 それが最終的に三、四億円から引っ越し費用も含めて、プラス1,000万円、それくらいかかるということで。

○油井新庁舎建設課長 カーテンのほうはこちらには入ってございません。ブラインドは各課から出ています。

○河合委員 もう一点だけ最後に。

設計図の中を見ますと、延焼のおそれという文言が各階にあるんですが、あれはやっぱり近隣の関係なんですか。延焼のおそれというのはどういうことか教えていただければと。近隣が火事になったら延焼するおそれがあるとか、そういうことですか。

○村松委員長 近隣の火事は類焼というんだよ。

○河合委員 延焼のおそれって設計図にあるのは、どのページでも同じような活字。

○油井新庁舎建設課長 こちらは防火地域としまして、準防火地域という設定になってございまして、それに対してこの部分が燃えないように設定しなさいよというようなことで設定したエリアでございまして、これによって類焼、延焼のおそれがある部分がこのエリアであるので、そこに及ばないような設計をしなさいよということでございます。

○河合委員 わかりました。じゃ、近隣等から、こちらに火があってもここに及ばない、逆に向こうの火も受けないように、そこを強化するということなんでしょうか。

- 増田総務部長 技術的な内容でこちらではっきりとは答えられませんが、設計図面に一応してありますので、そのような内容につきましては建築基準法とか火災関係の法令に基づいて、準防火地域であればこれだけの設備が必要だと、そういった法令の基準に基づいて設計している内容ということで理解しております。
- 河合委員 わかりました。きっと近隣への配慮かなというふうに思ったものですから、それならそういうことが配慮されていいなと思いましたが、そうかどうかわからなかったのを確認させていただきました。
- 杉田委員 河合委員と同じぐらいになるんだけど、いい。
まず最初に、この4つの落札なんですけれど、最初、70、74、次、75、99.5%の落札率ですね。71号が94.9%、72号が96.3%、73号が98.2%、落札率が高いことが別に悪いというふうに思っていないんですけれど、この落札率がみんなすごい高いなという。
- 油井新庁舎建設課長 御指摘のとおり、高いなという印象はございますけれども、現在、資材費とか人件費が高騰してございます。設計のほうはそれより前に単価を組んでやっておりますので、その辺の若干の時間的なずれもあるのかなというところで考えてございます。業者のほうは各業者で積算をしまして、これで入札するというので予定してございますので、その価格に対しては、こちらとしては予定価格以下であれば認めざるを得ないと考えてございます。
以上でございます。
- 杉田委員 この中に書いてある入札の価格、これは予定価格ですよ、この予定価格というのは平成29年度に出された概算は大体81億円ぐらいだよという、そのときの計算式じゃないですよ。
- 油井新庁舎建設課長 81億円というのはあくまでも概算を把握するために、基本構想あるいはそれより以前の全国の庁舎の13事例をもとに計算した事例でございます。今回はあくまでも設計をしまして、その積算結果に基づく予定価格になってございます。
以上でございます。
- 杉田委員 概算3,000万円というようなもので、当然いろんな条件が変わってくるのはわかるんだけど、このときというのはもう既に来年のオリンピックがあるというのはわかっていましたよね。そのときに、来年、オリンピックのときぐらいまでに発注だとかそういうものが入るだろうということは、そのところでは資機材は当然上がるだろう、人件費も多分上がるだろう、いろんなものが上がってくるだろうということは予想されていたはずなんですよ。その予想された上での81億円だったんですかね。
- 油井新庁舎建設課長 この81億円を出した当時、他市の事例を調査しまして、その当時、物価の上昇と見ましたら、確かに上がっているとデータがございました。そのため、11%の上乗せをしております。それは81億円を出したときに建築すれば81億円でできるだろうと。その後の物価の上昇でございますけれども、おっしゃるとおりオリンピックとか、あと、景気のほうが例えば都市部で景気がよいということで建築ラッシュが始まっております。どれくらい上げたらいいかというのはその当時では判断がつかなかったもので、その時点での建設をしたらどうかと、金額を設定したものでございます。
- 杉田委員 確認だけど、81億円というのは、このくらい上がるだろうという前提はあったんですよ。ただ、それが金利が立つので、13掛ける……。当時、平成29年度のとき

が81億円といったときに、ほかの幾つかの事例を見たときに、多分これは70億円ぐらいで税込みでできるかもしれないけれど、このくらいいろんな物価としても上がってくるだろう、だから、その何%かを掛けてそれが81億円になったという、そういう解釈でいいですか。

- 増田総務部長 81億円というような概算事業費というのが出ておりました。これにつきましては基本構想の段階で、建設地を選定するという中で概算事業費というのが1つの比較検討項目として取り上げておりました、その中で概算事業費ということで算定しておりました。

そのときに、その当時の過去10年以内、あるいは15年先くらいも含んでいたかと思いますが、他の庁舎の建設事例の建設単価につきましてはそういった形でそれを参考といたしまして、たしか36万円ぐらいの平米単価であったかと思えます。それに対して、先ほど答弁申し上げましたが、物価上昇分を1割程度を見込んで、それで平米40万円という単価でもって概算事業費を出して、そういった作業をしていたわけですが、そのときに設定したのが平米40万円ぐらいでできるだろうというような考え方ではあったかと思えます。

ただ、実態は、昨日答弁申し上げましたように、ここ2年以内の他の庁舎の類似の建設事例を調査したところでは、建設単価のそれに対して17%ぐらいは上昇しているといえますか、乖離があったということでございます。

ですので、当時も物価上昇分を見込んでのものではありましたが、少し実態からするとその当時の単価設定は低かったというか、逆に言うと見込みが甘かったということにはなるかもしれませんが、ただ、どのくらいの事業費になるかということについては、数字として出ていましたのは、基本構想時の概算事業費での81億円ということでございます、その後は、設計を進める中で、あるいは設計をして算出しますということを進めてきたことでございます。

以上です。

- 杉田委員 了解しました。

了解したんですけれど、当時、81億円ぐらいで何とかなるだろうといったのが、今、河合委員のあれにもありましたけれど、まだ概算までに含まれていないもの、いろんな資機材が入ったり、電算のシステムだとか家具の関係、それが何億円となるかの、何百万円となるのか、それはわからないんですけれど、あるいは引越して7,000万円、そういうのも入ると100億円近くなりますよね。81億円ぐらいでできるよといったものが20億円近くも、あるいは20億円を超えちゃうのかもしれないけれど、そういうものは当初はこういう予定でできますよということで市民に知らせておいて、それは数年たったら20億円も高くなっちゃうみたいなことだけは、これはやっぱりいろんな、大井川のところの合併した合併特例債を使うとか、そういうところだってできるだけ安く使うという、そこは別にオリンピックにはないと。

だから、やっぱりその81億円が数年たって約2億円以上も高くなっていっちゃうという。それをただ物価が上昇したものでそれは甘かった、だから許してというのは、ちょっとおかしいなというふうに私は思っています。それは、これからまだ最終的にどンドンどンドン上がっていくだろうという、まだここに試算されていないものがあることは

今わかっているのも、そういうものというのものもあるよということを、やっぱり市民にも知らせなきゃならないと思います。

先ほど言った最初の基本設計、平成29年に基本設計をやって調査あるいは測定の委託事業とか、そういうのをやっています。平成30年に実施設計という形で全体で4億円ちょっと、その4億幾らという金額でということなんですけれど、この金額というのは、今出されている合計の全部を足すと94億円近くになっていますけど……。その94億円というそのところに最初は平成29年度、あるいは平成30年度に使った4億円近くというものの、4億円にプラスアルファですけど、それは入っているんですか、入っていないんですか。

○油井新庁舎建設課長 今回の入札の中には、そういった設計費等は入ってございません。

○杉田委員 当然、新庁舎建設というのには設計だって入らなきゃならないもので、全体の総額の中では、この金額は全部でこれだけかかりましたよという総額のところには当然入ってくるということだと思いますよ。

○油井新庁舎建設課長 基本構想の中には、基本構想の80億5,100万円、約80億円と申し上げているんですけども、この中には、設計及び管理費の部分は9億9,200万円ほど含まれてございます。今回の入札のほうは工事の部分だけございます。これが94億9,300万円ですが、そのほかに基本構想にお金の要った部分がございます。基本設計、実施設計、それから測量費などでございますけれども、これがおよそ2億9,700万円ほどございます。足しますと、97億9,000万円という数字が出てございます。

以上でございます。

○杉田委員 自分が前に質疑でしたときに、出してもらった資料、そののところにこれだけ使いましたよということで、それは合併特例債と、あとは何とか基金という、それで使ったという、そういう報告をもらっているんですよ。だから、これは庁舎を建設するに当たって、そういう設計とかそういうものというのは当然費用の中に入るわけなんだから、その入るものの中にこの94億幾らという、今、僕が全課を足すとそうなるので、その中に入っているんですか、入っていないんですかというのを聞いておるんです。

○油井新庁舎建設課長 設計費とかは含まれてございません。94億9,300万円というのは、あくまでも工事の部分でございます。

○杉田委員 だから、さらに実際の建設をするに当たって使った経費の中には、この設計費というのは当然入ってくる、そういう理解をしています。

それで、先ほど河合委員のとダブるところがあるんですけど、議第73号のところ、失格が1者ですか、2者最初あったんだけど、その1者が資格の点数を満たしていなかった。今の説明、それから、きのうのいろんな説明でもそうだったんだけど、この1者が入札された中で最も高い、1者で最も高いということはあるんですか。

○油井新庁舎建設課長 最も高い業者が落札業者になるという規定がございますので、その言葉を使わせていただきました。

○杉田委員 1者になったということは、ほかの入札予定者、今度落札した業者もわからないよと、何者が来るかがわからないよ、あけてみないとわからないよということは、それは当然だと思うんだけど、当然応札しているかは、当局としてはそれはわかっているわけですね。資格がないんだから、2者最初はあって、そのうち1者しかないなど、

そういうふうに当局としてわかっている、単独の指名入札じゃないけれど、そんなふうなのになるような、随契になるんじゃないかなみたいな、そんなイメージを持ちやうなだけで、当局のほうとして、発注する側としてそれがわかっているやっばり1者でやると、さっき河合委員のほうも言ったけれど、ほかにこういうところはもっとありませんかみたいな、競争的なことというのは何もやらなかったんですか。

○油井新庁舎建設課長 今回、一般競争入札の範疇での入札でございますので、これは1者でも応札があれば入札としては成立をするという形になります。これを途中でやめるということができないと。そういうことがあった場合、やめるということをここでちゃんとうたっていれば、可能であったということですよ。

○杉田委員 了解しました。

了解したところで、今、一般競争入札って言いましたよね。こここのところに総合評価落札方式というふうには書いてあるんです、このやつ全部。今まで焼津市で総合評価方式でやったのは平成24年に4件、平成30年に2件、これしかないんですよ、この4件を除いて。その6件について、その金額を見てみると、2,800万円、2,500万円、2,700万円、一番高いところで昨年の市道の配水管工事で4,100万円。今度みたいに何十億円、こういう66億幾らとか、そういう金額というのは初めてですよ。

そういう中で、こういう総合評価方式というのを焼津市としてもほとんど、大きい額での方式を採用したことが今までなかったわけなんだけど、そこに向けて発注する側として入札業者に対するいろんな加点も聞いていきたいと思うんだけど、加点の件の中で、どんなふうに配慮してきたんですか。

今までも総合評価ということで、ネットでちょっと見させてもらったんですけど、いろいろ加点についてこの項目について何点何点何点ということであるんだけど、そういうものというのはこの金額、税金のすごい大きさから考えたときに、かなり注意しなきゃいけないところがあったと思うんですよ。注意する加点というのはどんなところですか。

○油井新庁舎建設課長 御指摘いただいたとおり、このような大きな事業で総合評価落札方式をやったのは初めてございまして、焼津市には総合評価落札方式のやり方を規定したものというものはあるんですけども、比較的規模の小さいもののみを対象にしたということでございます。

総合評価落札方式につきましてはランクがありまして、上から4つくらいのランクに分かれてございます。これは国の指針とか県のガイドラインに記載されています。今回は上から2番目の標準型というものと3番目の簡易Ⅰ型という方式を採用してございまして、焼津市の規定があるのは一番下の簡易Ⅱ型というものしかないということでございます。

これに当たりましては焼津市でそのような規定もございませんので、県のガイドラインを参考にさせていただいて、県のほうにもこの場合はどのような入札参加資格が適当なのかということで相談させていただいて決定したと。もちろん内部的にも検討しまして、建設工事請負業者等審査委員会等で審査をして入札参加資格は決定されて、総合評価落札方式で大事なものは、技術提案とか、簡易な物件で施工計画書の部分となるということでございますけれども、この辺の審査の内容、点数なんかも全て全員公表している

ということで対応させていただいてございます。

以上でございます。

- 杉田委員 わかりました。自分、詳しくないもので、県のガイドラインという、焼津市もそういう何かがあるのかなと思って一生懸命探したんだけど、見つけれなかったんですよ。だから、何をもとにやったのかなって。県のほうまでひとつ及ばなかったの、それがどういうものなのか、また後で教えていただきたいと思います。

それで、各70から73について急いでとじさせただけど、最初のやつは字が細か過ぎて読めないんですよ、正直言って。きのうの説明だと4項目の評価項目があると言いましたよね。その評価項目の字がちょっと読めないんですけど、そのところで、今回落札した業者のところに加点がされているところが幾つかあって、落札できなかった業者のところの配点、全部1なのか、2というのもいっぱいあるのか、よく見えないのであれですけど、このところで、ほかのところを見ると、書いていないところとゼロというふうに書いてあるところと、無記入欄があったりという、これは何か意味があるのかどうか。

- 油井新庁舎建設課長 今、委員がおっしゃったのは評価点の一覧をごらんいただいていると。

○杉田委員 そうです、そうです。

- 油井新庁舎建設課長 これは焼津市のホームページのほうに掲載はしていただいているものでございます。1というのは1点、点数が付与されたということでございまして、ゼロというのは出されたんだけども零点だったとか、加点には値しなかったというものです。そのほか空欄は該当しない箇所に、例えば施工技術者の中で同種工事と類似工事がございまして、両方には該当しないと、どちらかに該当するものですから、該当するほうに点数を分けして、その他のところは表示がなしという形になってございます。以上です。

- 杉田委員 せっかくこの4つの評価点の一覧を見たときに、満点がというのは、先ほどここは四十何点だか、こっちは二十何点と、その全部の合計がそれを全部オーバーしちゃうと換算点、それも意味はわかったんだけど、全部合計して、満点が何点なのかというのはここに書いていないんですよ。書いてあったの。

- 油井新庁舎建設課長 こちらは入札公告のほうに記載がございまして、建築工事のほうは41点になります。それに標準点が100点ございますので、141点が満点になります。それから、その他の設備の3のほうにつきましては、満点は20点、加算点が合計しますと22点になるんですけども、合計の上限を20点ということで設定を……。

○杉田委員 そこがわからなかったんですよ。22点になるというところが。

- 油井新庁舎建設課長 評価項目が何項目かあるんですけども、それを合計しますと22点になってしまうんですが、この審査に使う点数としては20点を上限として定めたものですから、20点を換算した点数が換算点で、それを用いて100点と合計した点数を技術評価点とするということでございます。

以上でございます。

○杉田委員 わかりました。

その項目について、この点数があるべく、きのうの深田委員の質疑の中で、評価審査

委員、評価委員というのが副市長を含めてだか外してだか6名というようなことだと思うんですけど、具体的に誰が御説明されたんですか。

○油井新庁舎建設課長 委員長は福興副市長になります。今年度ですけれども、それから、財政部長、総務部長、建設部長、都市政策部長、水道部長、都市政策部理事でございます。

以上です。

○杉田委員 今、7名かな。

○油井新庁舎建設課長 委員長を外しまして、6名が部長として……。

○杉田委員 だから、規定というのは合計で7人になるんでしょう。

○油井新庁舎建設課長 7人、そうです。

○杉田委員 その7人の委員の人がみんな加算というか、加点をすると思うんですけど、それでこの各項目で1だ、ゼロだ、あるいは項目の2というのがあるだけけど、この得点というのは誰が得点したのか、あるいはみんな協議して得点したのか、御説明ください。

○油井新庁舎建設課長 この委員会がいきなり審査するわけじゃございませんで、今回の場合は住宅公共建築課で職員以下課長を含め、それから理事がいらっしゃいますので、理事を含め審査して点数をつけたと。その点数を案としてこの委員会に示しまして審査していただいての決定という手順でございます。

以上でございます。

○増田総務部長 それが技術点、提案をいただいた技術的な内容についての評価については今説明申し上げましたように技術的な内容でございますので、技術職員が各業者に建築工事の場合はヒアリングして、その他はヒアリングはございませんが、そういう内容を評価して、それらを事前の検討、評価した上で、それをもとにこの審査委員会で最終的に決定していくという形です。

その他の評価項目につきましては、技術者の施工実績でありますとか、地域貢献度などについても定量的に基準が公告によって定められておりまして、こういった事実もあります、こういったことをやっています、それから、この技術者はこういった資格を持っています、工事实績があります、会社についてもそうですが、そういった基準に該当すれば自動的に点数が加算されると、こういった内容でございますので、評価をするような要素はございません。

○杉田委員 総合評価方式で、その総合評価の審査をする人、審査員だか検査員だかわからないけど、その人は実際に得点をつけないんですね、今の説明だと。

私、この前、志広組のほうで大環のし尿処理場のことについて質疑をさせてもらったんですけど、そのときには藤枝から何人、焼津から何人という形で、両方の副市長とほかの理事者と私たちというような8人の方、あとアドバイザーみたいなのがいて、その方たちがいろんなヒアリングだとかそういうものを聞いて、それで提案とかそういうものを見て、個々が別々に加点をするんですね。

その加点の明細、今聞こうと思ったらそういうのはやっていないよと言うもので聞けないけれど、評価委員が何をもってどういうふうに評価するのかというのは、今お聞きすると、技術担当者ですか、この技術担当者がプロポーザルか何かで説明を受けて、プ

ロポーザルじゃないのか、ヒアリング、そういう中で、いろいろこういうものを提案してくださいよって、4項目に対してその中でできた項目はわかると思うんですけども、それに対して、これはどうなっているの、あれはどうなっているのというのを事前に公告されますよね。

それに対して業者はこういうふうにやります、こういうふうにやります、こういうふうにやりますって、そういう提案したというのは出てきていると思うんですよ。その提案書に基づきながら説明、ヒアリングをして、技術者がこれはいいね、こっちはだめだねというのを決めて、それを評価委員の人たちに説明して、評価委員がそれでいいよと言えば、それで1点、2点と、こういうふうになっていく、そういうことですか、システムですけども。

○増田総務部長 今おっしゃいました、し尿処理施設のやり方と今回の総合評価方式の一般競争入札、これは手法としては異なっていると思いますので、こちらの総合評価につきましては、先ほど申し上げましたように、総合評価って評価ではございますが、技術提案以外の部分は企業から参加資格申し込みによって提出されたその企業の施工実績であるとか、そういった提出された事実に基づいて、こういうのがあれば何点、こういうのがあれば何点というのが公告で決まっていますので、それで自動的に採点がされます。

それ以外の技術提案の内容については、これについても提案でこういった項目、こういった項目について提案をしてくださいというのが決まっております、それについて提案してくる、全ては提案するとか、あるいは提案がないというケースもあるわけですけども、その内容は、書類で出た内容について中身を確認した上で、すぐれているものについては評価するとか、一般的な内容であれば点数がつかないとか、そういった仕組みになっております。

それらのやり方について、総合評価方式については、評価項目あるいは評価すべき内容について、それを定める際に県の審査会がございまして、そこの意見を聞いて定めているというような……。

○杉田委員 何を定めているの。

○増田総務部長 評価の内容です、評価基準です。技術的な提案をどういった提案を求めるか、どういう内容について評価するのかということについて、そういったところの意見を聞いた上で定めたということでございます。

ですので、自由に提案してくる内容について、こちらのほうでこれはいい、これはだめみたいな形で評価するというのではなくて、ある程度決まった項目に対する提案を受けまして、それについて標準的な技術的な内容であれば点数はつきませんが、すぐれていると判断されたものは、あるいは工期の短縮とか効率化とか、そういった面に資するというように判断できるものは1点つけたりとかそういうようなやり方で、そういったことを加味して、あとは、入札価格等を含めて総合的に請負業者を決定するというのが総合評価方式のやり方でございます。

○杉田委員 私も総合評価方式について余り詳しくわからないもので、ここでそれは違うんじゃないのというつもりは全然ないんです。ただ、今まで大環のときにいろいろ教えてもらったそういう内容から、イメージが違うなと思ったんですよ。

今、評価委員が委員長を含めて7名いて、その人たちが加点するんじゃないよと、加

点はあくまでも技術者が何かの規定に基づいて全部、最初の基準がわかっているんで、これは大丈夫だね、これは大丈夫だね、これは1点だね、2点だねって全部つけて、こういう結果でしたよということの評価委員に出して、評価委員からそれについて、ああ、そうなの、じゃ、そのようにするか、それじゃ評価になるのかなんですよ。

○増田総務部長 建設工事等請負業者審査委員会というのがございまして、そこでこういった市が入札するときの資格要件とかそういったことを審査して、事実上、そこで決定するというような仕組みになっておりますけれども、今おっしゃいましたのは、技術員が評価してというのは、それはあくまでも下調べとしての作業でございます。それらをもとに、そういった資料をもとにこの内容で評価点をつけますとか、そういったことを最終的に審査委員会で決定するということでありますので、技術員が評価、事前にいろいろ聞き取りするとかヒアリングした上で決定した内容を必ずそのまま審査委員会の決定とするというものでもございません。

○杉田委員 そうであるならば、技術担当者がヒアリングを聞きながらこうやって、これはいいだとか悪いというのを決めましたと。それを評価委員か評議委員のほうだかに説明した。説明するとき、7人がこうやって、例えば委員がいて、そこに理事者のほうからこれはこうでした、ああでしたという説明をします。この中でみんながいるところで議論して、それで、いろんな案を練らないで、じゃ、これでそのまま言ったとおりにしようか、そういうふうに決めるということだと、その他があるかどうかわからないけれど、誰か委員長がこれでいいですか、自分はいいと思うんですけどなんて言っちゃったら何も言えなくなっちゃうんじゃないかなと。

大環のときには一人一人が別の点数をつけますというのを聞いて、一人一人がどういう点数をつけたのか、開示してくださいと言ったら開示はできなかった。じゃ、だったら、最高点は何点で、最低点は何点って、それを除いて平均で何点ぐらいが平均だったんですか、それが点数だったんですかと聞いたら、そうですと言ったものでそれ以上の追求はしなかったけれど、今回は、そういうのは一人一人が加点するということじゃなくて、技術者が点を含めていろいろ議論したことを、それを公告して、評価委員が全員がいるところで協議して、それをお受けするかしないかというのを決める、それが今回の総合評価方式だということでもいいですか。

○油井新庁舎建設課長 こういった総合評価ですとか、あと、プロポーザル方式とかという場合は、似たような方式なんですけれども、二通りがありまして、一人一人の委員が投票しますという場合があります。今回の場合は特殊な技術的なものだったものですから、集まりまして合議制で決めると。さらに、そこだけじゃなくて審査委員会で諮って、そこで、最初の検討のものは今度案として、それに対して評価していただくという方法でございます。

○杉田委員 そういう方針でやった。じゃ、そういう方針でやるに当たって、先ほど県のあれなんかを参考にしたと言いましたけれど、やるに当たって、こういうことはこういう形でやりますよと当然なるので、参考にしますとは言っていたけれど、こんな形でやりましたというものは、これは口頭で言いますか。県のあれを参考にしながら、今回は総合方式をこういう形でやりますよというようなことで、総合評価にもいろいろあるということがあんまりまだ理解できていないんだけど、今回の新庁舎に当たっては、総合

評価方式については、こういう方式でやりますというようなことを文書にして、それを委員会に、あるいは僕らもどういう方式でやったのかというのがわからないもので、それを開示することはできますか。

- 増田総務部長 総合評価方式については、焼津市の場合には大きな案件は今回の新庁舎の建設工事が初めてになったわけですので、先ほど説明がありましたように、簡易型のⅡというものは実績もございました。それで、ほかの、県でありますとか、そういったところで総合評価方式というのは自治法に基づく入札の方式の1つでありまして、細かいところではいろいろな違いがあるのかもしれませんが、基本的には県内であれば静岡県のやり方を標準ガイドラインで、それに準じる形でどこの市町も実施しているというものであります。

それから、細かい評価の内容がどうなるのか、先ほど申し上げました総合評価方式における評価点のつけ方がどうなのかということについては公告の中で詳細にその基準を定めておりまして、事業者さんがそれに基づいていろいろと提案してくると、あるいは実績を出してくるということでございます。

ですから、先ほどの評価する内容は、実質的には技術提案の部分はそういったある程度判断の部分が入ってくるのは確かでございますが、それ以外は参加者のほうの施工実績、あるいは経歴とかそういったものでもって定量的に自動的に採点がされると、それで、そういった内容も含めて、あと価格、一番大きいのは価格かと思えます、入札でございますので。価格だけでなく、そういった評価も含めて落札者を決定するというのが総合評価という形でございます。

- 杉田委員 いろんなのがわかったけれど、その後、どうするというところで、委員なり理事者が判断した内容について、報告をして合議したかは、その中で議論されたものというものは議事録か何かは残っているんですか。

- 増田総務部長 審査委員会の議事録につきましては、所管課のほうで作成をしております。

- 杉田委員 それは、開示はできるということですよね、請求すれば。

- 増田総務部長 審査の内容でございますので、どこまで開示できるかは個別の判断となっていくと考えます。

- 杉田委員 合議制をとっていて、その中で開示できないような内容はあるのか、その辺が納得いかないんだけど。

- 増田総務部長 一般論として申し上げたつもりでしたけれども、公文書の公開という中で例えば会議録の公開をといったときは、それがそのまま全部を開示できるかどうかということについてはその中身に応じて、例えば事業者の評価にかかわる内容でありますと、企業の利益を損ねるといようなことに配慮して公開できないというような、そういった内容が含まれておりますので、そういう意味でのどこまで開示できるかは、その内容によりますという説明をさせていただきました。

- 杉田委員 その件はよろしいですね。

総合評価の経過なんですけど、加点が何点で、そこで標準点プラス加点で幾らで、そこからの入札はこうだったよという、この経過があると思うんですけど加点が、先ほどの説明の中で技術者がこうやって加点をしましたよということで、合議制で了解して

点数がつけられた。そのつけられたことというのは、その評議委員会の中で、例えばここで言えば3者の中で8.50、8.0、16.0という、この加点の結果というのはどこで公表されるんですか。これ、当然みんなで行っているんだろう、そうさっき言っていました。

- 増田総務部長 今、参考資料につけています入札結果表、それから、先ほど杉田委員がお持ちになりました採点表につきましても、ホームページのほうで……。
- 杉田委員 今、協議会をやったときにいろんなところで合意がとれたという段階で、この会社は何点だねということはみんなはわかっているんですよという。
- 増田総務部長 評議委員は、どこの会社が参加しているかというのはわからない形で審査をしております。ですので、委員はどこの会社であるかというのはわかりません。それから、もう一つ加えますと、ヒアリングをするというふうに申し上げたけれども、技術者がヒアリングをするときにもどこの業者であるということとはわからない形でヒアリングしております。

以上でございます。

- 村松委員長 暫時休憩する。

休憩（10：45～11：59）

- 村松委員長 会議を再開する。
- 増田総務部長 先ほどといたしますか、前半のところで、地方消費税の関係で私のほうから2.5%というふうにお答えいたしました、2.2%でございましたので、訂正させていただきます。申しわけありません。2.2%でございます。
- 村松委員長 2.5じゃない、2.2ですので、地方消費税。
次に、その他。
- 杉田委員 先ほどの説明いただいた中で、提案会社、70号で言ったら、3つの会社がどこの会社だよということは当然みんなのところに、例えば大環のところだって、海だとか山の変な名前をつけて、この会社の名前はどこだっちはっきりしていないの、それはわかるですよ。ただ、提案をされている会社の加点をした内容が、A社は8.5だったよ、B社は8.0だったよ、C社は16.0だったよという結果がその場で協議されて、それで承認というか、確認をされるわけですね、評議委員会の場合。それを確認された後、2回目の入札というふうになったときに、順番としてそれでいいですか。
- 油井新庁舎建設課長 入札を2回やった建築工事はございます。入札のほうは、あくまでも価格が予定価格を下回ったかどうかをまず見ます。1回目は下回っていなかったもので、その時点で評価点数が何点かというのは公表されておられません。予定価格が下回っていなかったもので2回目の入札に入ったと。その時点で落札の候補者が予定価格を下回る業者だったので、なおかつ、そこで総合評価ですので総合評価という点数が出てきて、細かい点数が数字として出ると、その後、公表されるということになります。
- 杉田委員 私、変なとり方で済みませんでした。16件全部というので、後で評価値というところでG分のCというのがありますよね。ここのところで1.75というのがあるんだけど、もう一つの1者のほうが2回目を辞退されていないところもオーバーしているもので、それは対象にならないよということなんだけれど、もし万が一、落札できなかつ

た業者が予定価格とぴったりだったとしたら、ここの評価値がどのくらいになるかなど計算してみたんですよ。でも、予定価格ぴったりだったとしても、これ、だめなんですね。受けられないもんで、逆にどこの会社ってわからないかもしれないけれど、もうここで決まりだなというのをわかっていて入札が始まったのかなというように思ったんだけど、ちょっと邪推でした。これは、済みません。

それで、あと、各業者からいろんなヒアリングを聞く中で提案書が出されているんだけど、その提案書というのは開示はできるんですか。

- 油井新庁舎建設課長 提案の中身につきましては、これは知的財産という扱いになっていまして、その業者にしかわからないようになっていいるものですから、開示のほうはできないということになってございます。
- 杉田委員 知的財産という、知的財産だから出せないよ、そういう決まりは、条例か何かがあるんですか。
- 油井新庁舎建設課長 これは県のガイドラインのほうに、技術提案の中身については知的財産ということを鑑み、公表しないということが書かれていることと、それから、入札公告におきましても共通事項のところ、提出された資格確認申請書、資格確認資料及び技術資料は公表しないと書かれています。

以上でございます。

- 杉田委員 大環のときにも志広組で質疑をしているんだけど、落札できなかったところについてはいろんなことが表に出ちゃうと、それはさっき言ったようなマイナスだとかそういう意味のことになっちゃうかもしれないからそれは出せませんと。ただ、落札した業者、クボタだったですけど、そこが提案書を出した内容については公表されましたよね。落札したのは、もう決定した。だから、こういう提案をしてこの会社はこういう評価をもらって落札したんだよということを、市民がわからないというのはどういうことですかね。それは何で決まっているんですか。誰が決めたんですか。
- 村松委員長 いいですか。今の話につきましても前例が大環の事例を出しておりますので、当局のほうはそこを見ていただいて、そこについては別件の扱いで公表できるかどうかは、後日報告でよろしいですか、杉田委員。

私が言っているのは、大環のときにもそういう公告をしているにもかかわらず開示したのか、大環のときは公告をしていないもんだから開示したのかという、その確認は必要ですよ。

- 増田総務部長 大環のときのものは、先ほど課長からも説明させていただいたように、プロポーザル方式というようなやつかと思います。今回の総合評価の入札のやり方とは、これはやり方が全然と申しますか、違うものです。ですので、そういった扱いについても少し扱いは違うのかなど。あるいは、それについては発注者側の判断なり、取り扱いになるかと思えます。

今回のものにつきましては、知的財産、技術提案の内容については基本的には非公開ということで、これは県のガイドラインにもそうなっておりますし、今回の入札公告においてもそういう扱いで皆さんに提案をしていただいたというものでございます。ただし、その内容が一般的に使用されているような状態になっているものについては、落札者のものについては相手方の承諾を得た上で公表する場合がありますという扱いになっ

ております。ですので、そこについては具体的などの内容をというような話の中で、個別に対応させていただきたいと思っております。

- 杉田委員 個別に対応ということだから、個別に行ったらだめですよと断られるかもしれないし、出してくれるかもしれない。それだったらわからないですね。

落札者についてこういうふうに評価され、市民の税金66億円、これで使うんだから、その内容、こんな提案がされたんですよというのが、著作権だからどうのこうのという、そういうレベルじゃなくて、議会はそれをちゃんと説明を受けて、それを市民に対してもちゃんと説明ができるという。66億円ですよ。またさらに幾らかというのがずーっと出てくるんだけど、みんなこういう税金を使ってやる事業ですから、そういうものをちゃんと、少なくとも落札した業者については公表するのが当たり前だというふうに思っていたら。これ、意見だけ言っておきます。

最後に、きのうの深田委員の質疑の中で、10%の消費税、これを加算というか、掛けたものが七十何億円だとか、ありましたよね。72億8,200万円という、こういう金額が出ているんですよ。じゃ、消費税が上がるかどうかはまだわからない、ただ金額はでも決めたからこれでやりますねということなのかなと思ったら、部長の答弁はちょっと違ったと思うんですよ。全部の工事が終わったときの税率で換算をしますと言ったような気がするんですけど、違いますか。

- 増田総務部長 昨日の私の答弁のことは、消費税率が現在8%で、10月から10%になるのが法律でもう決まっているわけですが、その適用がどうなるかという話の中で、契約時ではなくて、完成時の税率が適用されるように消費税法でなっておりますという説明をさせていただきました。

- 杉田委員 じゃ、今言ったことと違う。だから、新庁舎の工事が全部完了した時点で、そのときに10%になっていたら10%でこのままいけるという、そういうふうに感じたんですけど。

- 増田総務部長 これは契約するときに工期が定まっております。ですので、この時点で契約するときに完成時がいつか、これによって請負金額に賦課される消費税率が決まりますという話でございますので、実際、完成時に消費税の税率が幾らになっているとか、そういう話じゃなくて、今の消費税法は既に改正されておまして、10月1日から10%になるという改正が既に済んでおります。ですので、今契約するときに、じゃ、税率は幾らですかといったときに、この契約は完成時がもう何年か先になるものですから、10月1日以降ですので、ことしの10月1日以降に完成するものでありますので、この契約に関しては10%の消費税が加算というものになります。

- 杉田委員 確認。だから、法律で10月から10%になりますよと決まったから、そのかわり、ここが令和の3年だか4年だかわからないけど、そこに完成しましたよと。だけど、この令和元年に10月からは10%になるから、これは10%です。だけれど、実際に、また何かわからないけど、安倍さんが、じゃ、もう一回延期しましょうかじゃないけど、そうやって8%のままになっちゃった、あるいは10%でやったんだけど、もう一年後にはもっと上げなきゃだめだねって15%になっちゃったと。一番最後に、完成したときにもしそうなっていたらどうなるんですか。

- 増田総務部長 今の消費税法がまたさらに改正になったりですか、そういう話かと思

います。ですので、今の消費税法ではこうなりますということでございますので、仮に消費税法の施行がさらに遅くなったりですとか、それはまた法改正がございますので、その法改正に準じた形で消費税のほうは扱っていくということになります。

○杉田委員 終わります。

○青島副委員長 じゃ、最初に、今に関連したやつで、契約、この議会を通れば即行くわけじゃんね。そのときに、前渡し金というのが発生してくる、40%ですか、出てくると思うんですよ。そのときの消費税の関係というのはどういう形で物を考えていくか。完成すれば完成した時点で払うというのは今さっきの説明でわかります。ということで、考え方をまずお願いします。

○増田総務部長 前金払いにつきましては現在の契約内容に基づいて行いますので、10%の消費税を含む契約額に基づいた前金払いを行うことになります。仮にそれが後々、万が一といいますか、消費税法が改正されて、また税率が変わってきたりしたときには契約額そのものの扱いがまた変わってまいりますので、そのときにということになると思います。

○青島副委員長 言いにくいような形なんですけれども、保証についてとなると、例えば全部総じてやっていく、最悪の場合、前にもあったわけなんですけれども、請け負ったところがおかしくなっちゃったというあたりの、そういった担保というのはついているんですか。保証というか、そこら辺はどんなのですか。

○油井新庁舎建設課長 それは契約時に保証を求めています。

○青島副委員長 きょうは最初にお聞きしたところの中に、地震の際、津波避難場所として活用するようだが、経路とその場所はどこかということについて答弁されました。ここで言う津波避難場所という言葉、私、前に一般質問で言ったんですけど、あの中の説明の中にそれという言葉は基本も出てこないと、浸水という言葉はあったと、4回ほど聞いたというような話を1回させてもらったことを覚えていてくれると思うんですけども、ここで言った津波という部分について、どうとっているのかということをまずお聞きします。

○増田総務部長 焼津市の本庁舎につきましては、現在も津波避難ビルとして指定をされてございます。新庁舎を同じ場所に建てるということで、それに当たりましても津波避難ビルとしての位置づけで行おうということになっておりまして、そういう意味で避難の場合はこういったことというような形の想定をしております。

○青島副委員長 ですが、この場合というのをお話の中ではされるという言葉については避けて通る話しかないんですけど、それで、今後の中に、検討委員会の中にも出てきた話の中で、防火シャッターだとか、それから、漂流物を避けるくいの話とかというのが建設委員会の中でたしか出てきたと思うんですよ。そういった大工事を含めて、今回のそれだけじゃなくて、今後の中にも用意されているとかというのは、今言う津波という部分が考えられているということだけど、考えているのかどうか、もうないですよと僕は見守っているんだ。

○増田総務部長 基本構想の検討段階において、そういったような例えばの津波対策として、そういったものがということが御意見として出ていた部分があったと思います。

現在、設計を完了した段階では、そういった計画は主には持っておりません。そうい

った計画といいますのは、何かくいを打ったりですとか、そういうようなことをやる計画はございません。

以上でございます。

- 青島副委員長 81億円からの話は杉田委員のほうからいろいろ出ていますけれども、その当時の説明の中で、質疑の中でも答えられたのが、附帯設備等については5%みたいなという答弁をされているわけです。ですから、今回の94億9,300万円になりますけれども、当然、その中には附帯工事というのがあらゆるもの、附帯工事と言われるものについては、先ほど言った中の机だとか、それはわかりますよ、一般的に言う附帯工事というのは全部入っているという解釈でよろしいですか。
- 油井新庁舎建設課長 追加で工事を発注するという予定はなくて、全部入っているという事で解釈していただきたいと思います。
- 青島副委員長 そういったことを踏まえて、実際にもう既に用地買収も済んでいる、それで設計業務とかというのもなっている、そして、当然、事務機を買わなきゃ、いろんなものがこれ以外に入ってくる。総額幾つぐらいになったというのはまた出るかもしれませんが、だけど、やっぱり財政的な返済計画というのも当初は出されてここに踏み切っていると思うんですよ、私としてはね。市の財政のもの、健全かどうかという中にも当然考えられてきている。

ですから、随時、返済、合併推進債はこれに倣って出てくると思うんですよ、要るんだってということだと思います。ですから、全体的な返済計画というのはどうやって随時出していただきたいというか。

というのは、病院もそうです、ターントクルこども館とか、今そういった建物関係も出てきている。さらに病院というのは大きくなっていく。それは病院企業だからと言われるかもしれないけれども、抱える部分も同じだと思うんですよね、市として。ですから、そういったものも示してほしいと思います。

それで、給排水の話、ここでまだしていなかったね。

給排水の関係ですけれども、今言う地震、津波というものを考えていくわけですね。それで、市長は浸水しないとかいろんなことを言いますが、当然、これは考えなきゃならないことだと思っていますから、当然、考え方には入っているというのを今お聞きしたわけですが、給排水設備という中で、一応というか、地震によって被害を受けたときに分離できるように、よく送電塔なんていうのはそうなっているわけですが、悪いところを落として送るというそういった考え方の中で、バルブの関係とかそういったところ、それから、配管の耐用年数というのは、今長いやつもあるし、そういった中のことはどういった部品での設計になっているのか、それとか継ぎ手等についても今のうちにしっかりやっておかないと、フレキシブルにするとかというふうについてもチェックされているかどうか。

- 村松委員長 青島委員に、今の質疑ですけれども、契約に関することですので、詳細については詳しく聞いたら担当のほうで、この場所じゃなくて。
- 青島副委員長 今言われるのは、当然この中の契約した中に入っているかということですから、それは耐用年数がどのくらいの配管を使っていますかとかというのは、図面が大きく見られないんだ。要するに継ぎ手の部分はどうなっていますかというふうですか

ら、それは外れていないと思います。

それと、もう一つ、委員長、なかなか聞く場所がないんだ。

○村松委員長 了解。いいですか。それじゃ、先ほどの話ですけれども、拡大した図面を配っていただいて、そこで受けてもらうという形でもよろしいですか。

○青島副委員長 そのときに、そういう場面があればいいです。あとは、杉田委員が言った部分もありますから。

○村松委員長 それじゃ、当局の皆さん、委員にそれぞれ拡大図面を渡していただいて、またそこに質疑等が出てくるという話になりますので。

○増田総務部長 個別にということでもよろしいですか。

○村松委員長 個別でお願いしたいと思います。

○青島副委員長 先ほどの総額というのについてもお願いします。

○油井新庁舎建設課長 先ほど御答弁した内容と同じになってしまうんですけど、今わかっているものとしましては、今回の入札で予定工事費が出てきました。それから、設計や管理費、工事監理費はこれから発注するんですけど、それが大体2億9,700万円と。それ以外にやっぱり什器関係がかなりあります。これはまだ詳細が決定してなくて、どんなレベルのものを入れるかとか、家具はどうするかとか、あとは、ザリをどれぐらいはかるかにもよってこれも変わってまいります。あとは、引っ越し費用が大体6,000万円から7,000万円いくと。あと、まだわかっていないのが電算システム系ですね。今、各担当課のほうでどれくらいかかるかを見積もりをとって、恐らく今年度か来年度には予算要求の中で金額等がわかってくるんじゃないかというふうに思います。

以上でございます。

○青島副委員長 だから、それも大体概算で、概算というのをやるだけでやっていけば、大体100億円を超えてくるんだよね。

○油井新庁舎建設課長 大体は100億円を少し超えるぐらいにはなってくるのかと思います、正直申しまして。

○村松委員長 さっき言いましたように、電算周りの追加の積み上げもありますので、確定ではないということだけ御了解願いたいと思います。よろしいですか。

○杉田委員 聞き忘れたんですけど、予定価格をつけるときに、当然すぐ技術担当者がこの項目はこの項目はって全部項目を分けて試算すると思うんですよ。それで予定価格ができてくると思うんですけど、入札業者が見積書を当然出すけれど、その中身はこちらがこういう項目ごとに出してくださいよ、全部自分たちがやるから、予定価格をつくる時に使うこの項目、その項目ごとに見積もりを出してくださいよというふうになっているのかどうか。それを大体話したんだけど、見積もりとかそれが内容によって全部分かれているのであれば、それを見たいと思うんだけど、その見積もり価格、今回落札した業者の見積もりの内容、どんなふうに配分されているのかという、それと予定価格、こちらの担当がやった計算との比較をしてみたいんですが、それはあり得ますか。

○油井新庁舎建設課長 現在まだ議決前でございますので、現時点では開示できませんけれども、内訳としましては、金額の入札の前に工事費内訳書というものを、ちゃんと積算しているかどうかというのを確認するために出していただいております。それは開示できると、議決後開示できると思います。

- 杉田委員 市のほうは開示できるの、市の予定価格を。
- 村松委員長 今、杉田委員のおっしゃっている予定価格はもう出ている。予定価格の内訳を開示できるかということ。
- 杉田委員 その開示が、今、業者のほうの見積もりは開示できないかもしれない、まだ決まっていないんだけど、少なくとも見積価格をつくったときの内訳、それは見られるよねと。もし議決されたら、議決された後については、それは開示できるよねということを知りたいの。
- 油井新庁舎建設課長 そちらは開示できる。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。
- 杉田委員 たくさん聞かせていただいて、自分がわからなかったところも随分わかってきたところもあるんですけど、今の内容で、先ほども何回か言いましたけど、著作権の問題、著作権があるからこれは今からこうやって議決をとる前にはまだ出せないよというのは、どういう提案書が出されて、それ、点数だけ出ている。その点数が出てきて、その内容についてわからないというのは、やっぱりこれは業者との間でそういう文書、最初の人たちがどうのこうのということは何か文書に書かれているからそれを守るしかないんだというのは、やっぱり先ほども言いましたけれど、市民の税金、これを100億円近く使う、その中の一番大きな部分です。そういう部分について、提案しているときに、この議案が提出されているときに、落札は決まったんですね、決まった業者の提案書であったり、そこがどんな点数であったのかというのは今ホームページでわかるわけだけど、提案の内容が市民の前にちゃんと提示ができないような、こうやってそれを納得しろよというのは、ちょっと私は賛成できかねます。

◇採決の結果、議第70号「焼津市新庁舎建設工事（建築工事）請負契約の締結について」は賛成多数、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第71号「焼津市新庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の締結について」は賛成多数、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第72号「焼津市新庁舎建設工事（空気調和設備工事）請負契約の締結について」は賛成多数、可決すべきものと決定

◇採決の結果、議第73号「焼津市新庁舎建設工事（給排水衛生設備工事）請負契約の締結について」は賛成多数、可決すべきものと決定

- 村松委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（12：29）